相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市上甑町瀬上六三八番地、最後の住所鹿児島県薩摩川内市里町里一六二一番地一特別養護老人ホーム寿里苑

被相続人　亡　野島　シヲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日

事務所鹿児島市山下町一二―一七コーナーフェイス小田三〇一号堂免法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堂免　修

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十八年十一月二日

一、墳墓等所在地　岩手県花巻市上根子字熊堂一七番地

一、墳墓等の名称　西光寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　岩手県花巻市上根子字熊堂一七三　西光寺墓地管理者　照井　聡

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による春日井庄名土地区画整理事業の左記の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　不明

氏名　共有惣代　松本茂三郎

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、春日井庄名土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

右記共有惣代　松本茂三郎に対する通知の内容

従前の土地

所在　春日井市庄名町字向田二一五番

地目　宅地

地積　九・九一㎡

権利価額　四〇六、二二一円

換地処分後の土地

街区番号　一二街区二二画地

所在　春日井市庄名町二丁目一二番二三

地目　宅地

地積　七・二五㎡

権利価額　四〇六、〇八七円

清算金　交付一三四円

教示

一　この処分に不服がある場合は、この処分があった日の翌日から起算して三カ月以内に春日井市長に審査請求することができます。

二　この処分に不服がある場合は、右記一の審査請求のほか、春日井庄名土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六か月を経過したときは、この訴えの提起はできません。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを春日井庄名土地区画整理組合において掲示する。

平成二十八年十一月二日

愛知県春日井市庄名町一五五番地

春日井庄名土地区画整理組合

理事長　松本　實

任意清算公告

当社は、平成二十八年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月二日

鹿児島市玉里団地二丁目五八番九号

合資会社ソフィア美容室

代表社員　久米村　悟

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年十月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年十一月二日

東京都港区芝浦一丁目一二番三号

ファーストカム株式会社

確定給付企業年金　清算人　八杖　正樹

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 28 年 11 月 2 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社フューチャープロデュース　②東京都知事3)82611　③代表取締役　松林茂　④東京都千代田区四番町７―５　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区麹町五丁目３番地　株式会社フューチャープロデュース　代表取締役　松林茂

①ナイス株式会社　②国土交通大臣(2)7535　③代表取締役　平田恒一郎　④神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目33番１号　廃止した従たる事務所　東京都江東区木場２丁目17番15号　ＮＩＣハイム木場公園第一　１階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目33番１号　ナイス株式会社　代表取締役　平田恒一郎

①株式会社富山宅建　②富山県知事(1)第2891号　③中川文男　④富山県富山市四方江代619　⑤1000万円　⑥富山県知事　⑦富山県富山市四方江代619　株式会社富山宅建　中川文男

①新庄製材有限会社　②大阪府知事(0)20415　③代表取締役　西口妥　④大阪府大阪市東淀川区下新庄６丁目10番19号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市東淀川区下新庄６丁目10番19号　新庄製材有限会社　代表取締役　西口妥

債権申出の公告（第三回）

当組合は、昭和六十年三月五日解散したところ、残余財産の清算のため、平成二十八年二月九日、東京地方裁判所（平成二十八年（ヒ）第二二号）より当職が清算人に選任されました。

当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二日

東京都葛飾区新小岩二丁目七番一二号

下小松商業協同組合

清算人弁護士　鈴木　周

連絡先　東京都新宿区西新宿七―三―一　三光パークビル三階　みどり共同法律事務所